

# 平成30年度博士課程進学者で第一種奨学金を希望する方へ

(独)日本学生支援機構

## 新しい返還免除内定制度により返還免除枠が増えます。

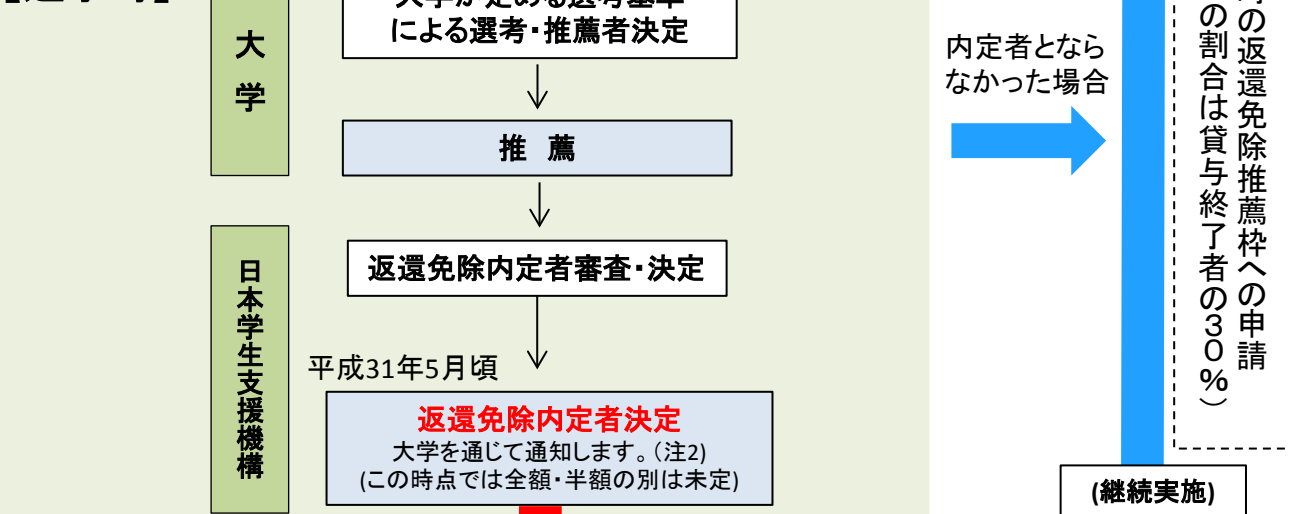
平成30年度以降の博士課程進学者(注1)から業績優秀者の返還免除において、貸与終了者に対する免除者数の割合が全体合計で従来の30%から45%へ増えます。  
増となる15%は、新返還免除内定制度による推薦枠として該当の大学ごとに加算配分されます。

※返還免除内定制度とは、貸与終了時に決定する業績優秀者の返還免除を進学時に内定する制度です。  
※返還免除内定制度への申請については、各大学奨学金担当部署にお問い合わせください。

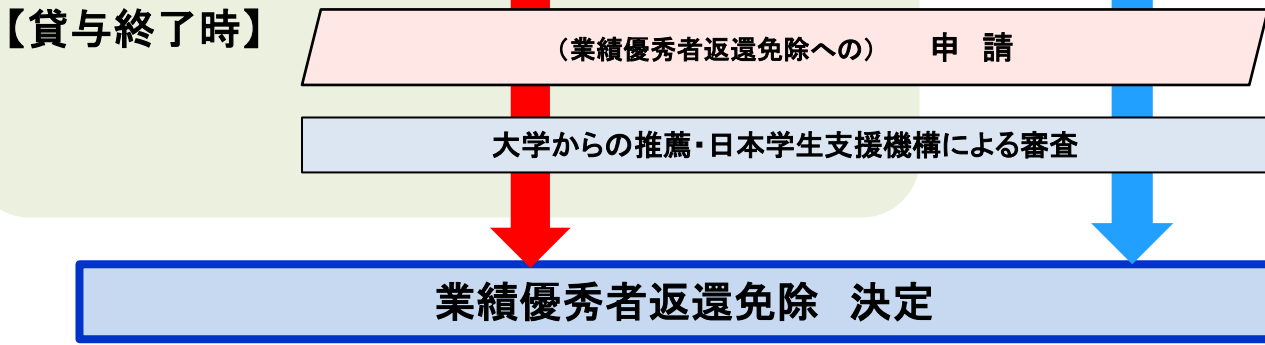
### 平成30年度博士課程へ進学した第一種奨学生

#### 新制度 (加算配分)

#### 【進学時】



#### 【貸与終了時】



- (注1) 医・歯・薬・獣医学課程の方、平成30年度一貫制博士課程3年次に進級した方を含みます。修士課程、専門職学位課程、第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)、第一種奨学金(海外協定派遣対象)及び平成29年度以前進学の博士課程の方は含みません。
- (注2) 奨学金の廃止又は停止の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了できなくなった時等は内定取消となります。貸与終了時の業績優秀者返還免除の決定時に全額又は半額免除が確定します。

## 日本学生支援機構 大学院第一種奨学金 特に優れた業績による返還免除制度(業績優秀者返還免除制度)について

大学院(修士課程・専門職学位課程・博士課程)において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中(貸与期間)に特に優れた業績を挙げた人として日本学生支援機構が認定した場合に、奨学金の全部または半額を返還免除する制度です。

学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としています。

返還免除を希望する方は、大学の長から本機構へ推薦される必要があります。

### ★★貸与終了者に対する免除者数の割合について★★

平成30年度以降に博士課程へ進学した方は全体合計で30%から45%に増えます。増となる15%の取り扱いは、表面記載のとおりです。

なお、修士課程、専門職学位課程及び平成29年度以前に博士課程へ進学した方は30%です。

### 【業績の種類】

- ①学位論文その他の研究論文
- ②大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果(大学院設置基準第16条は修士課程の修了要件に関する規定であるため、本項目に博士課程は該当しません。)
- ③大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果(大学院設置基準第16条の2は博士課程の前期の課程の修了要件に関する規定であるため、本項目に博士課程は該当しません。)
- ④(専攻分野に関連した)著書、データベースその他の著作物(①及び②に掲げるものを除く)
- ⑤発明
- ⑥授業科目の成績
- ⑦研究又は教育に係る補助業務の実績
- ⑧(専攻分野に関連した)音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- ⑨(専攻分野に関連した)スポーツの競技会における成績
- ⑩(専攻分野に関連した)ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績(公益の増進に寄与した研究業績)

以上の業績について、各大学が具体的な評価項目により総合的に評価を行い、返還免除候補者として該当者を推薦し、日本学生支援機構が審査のうえ決定します。

### ◆◆◆◆◆業績優秀者返還免除を申請する時期について◆◆◆◆◆

日本学生支援機構から各大学に対して、業績優秀者返還免除候補者の推薦依頼を毎年12月に行っております。

各大学は、この推薦依頼を受けて、独自に申請期間を設定します。具体的な申請手続き・申請期限については、各大学へお問い合わせください。

なお、本制度の申請は、奨学金の貸与が終了した月が属する年度に行う必要があります。大学院を修了した年度とは限りません。機会を逸すると申請できませんのでご注意ください。

※平成30年度以降に博士課程へ進学した方を対象とする返還免除内定制度の申請期間については進学時となります。上記の日程とは異なりますので、各大学へお問い合わせください。